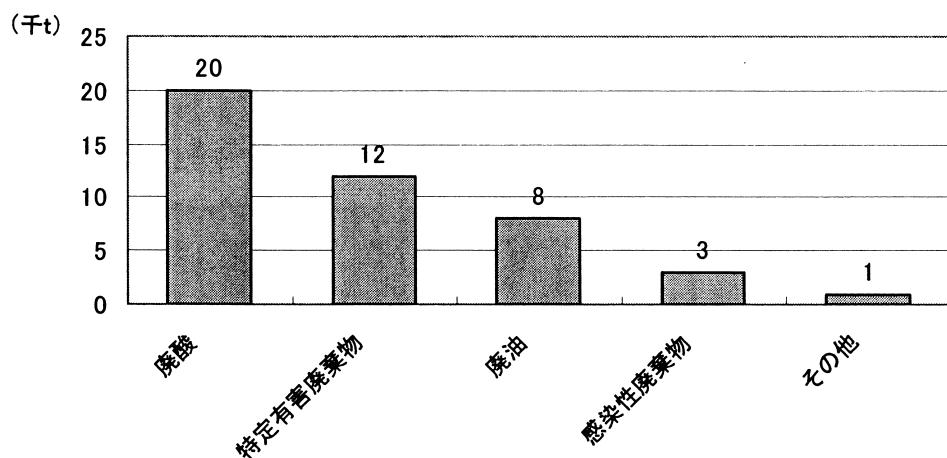


#### ④ 特別管理産業廃棄物の排出状況

産業廃棄物のうち、爆発性や有害性、感染性を有する特別管理産業廃棄物について、排出量は 44 千 t で前回調査（平成 8 年）より 26 千 t の増加となっています。種類別にみると、廃酸が 20 千 t、以下、特定有害廃棄物が 12 千 t、廃油 8 千 t、感染性廃棄物 3 千 t となっています。

（図 2-14）特別管理産業廃棄物種類別排出状況（平成 12 年度）



#### （2）産業廃棄物の処理の状況

##### ① 排出から処理までの流れ

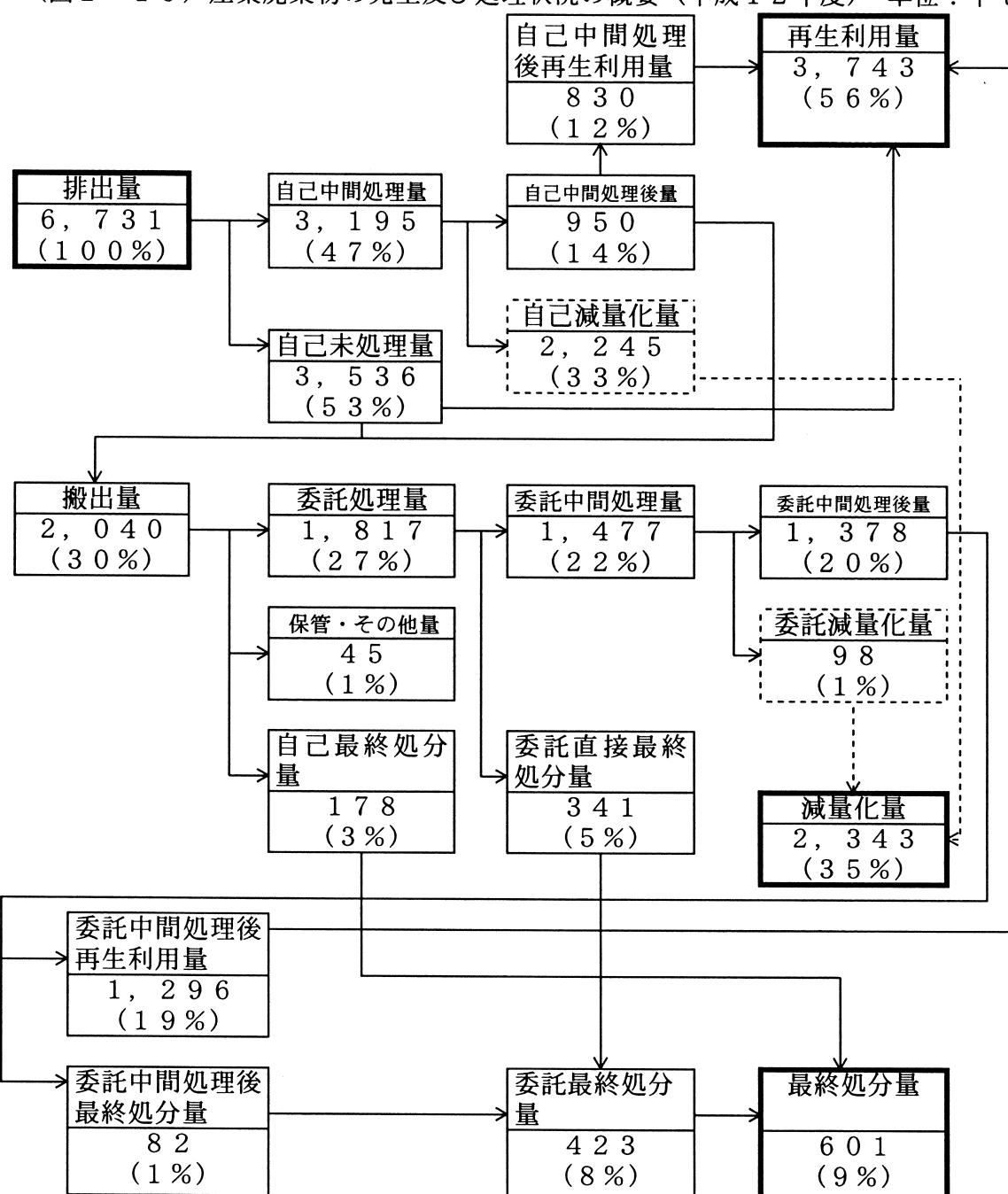
産業廃棄物の排出量 6,731 千 t のうち、3,195 千 t は排出事業者自身で中間処理を行い、その減量化量は 2,245 千 t となります。

搬出量は 2,040 千 t となっており、自己最終処分（1,78 千 t）及び委託処理（1,817 千 t）、保管等・その他（45 千 t）に区分されます。

委託処理量 1,817 千 t のうち、中間処理後の再生利用量が 1,296 千 t、業者の中間処理による減量化量が 98 千 t、最終処分量が 423 千 t となっています。

県内で排出した産業廃棄物は最終的に、再生利用量が 3,743 千 t（排出量の 56%）、減量化量が 2,343 千 t（同 35%）、最終処分量が 601 千 t（同 9%）となっており、前回調査（平成 8 年度）と比較して再生利用については、量・ポイントとも増加し、減量化については量は増加していますが、ポイントで見ると変化ありません。最終処分については、量・ポイントとも減少しています。

(図 2-15) 産業廃棄物の発生及び処理状況の概要(平成 12年度) 単位:千t



注) 数値は四捨五入しているため、個別の合計で一致しないことがある。

( ) 内は、排出量 6,731 千tに対する割合。

## ② 自己中間処理の状況

自己中間処理量は、3,195千tとなっており、排出量の47%を占めています。種類別に見ると、汚泥が全体の58%を占め最も多く、以下、動物のふん尿が39%となっています。

種類別に排出量に対する自己中間処理量をみると、汚泥が95%で最も高く、次いで、木くずの50%となっています。

## ③ 委託処理の状況

委託処理量は1,817千tであり、排出量の27%を占めています。種類別に